

## 春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、市内の木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たす住宅をいう。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかの値をいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値

(4) 耐震シェルター 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から人命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価

を受けた耐震シェルターであるとして市長が別に定めるものをいう。

- (5) 事業者 補助対象となる耐震シェルターの整備工事を施工するメーカー又は代理店をいう。
- (6) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震工事を実施しようとするものをいう。ただし、次条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は当該者の同意を得て耐震シェルター等の整備工事を実施する親族であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は第2条第2号イによる得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、補助対象者が行う耐震シェルター等の整備工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内において、過去にこの要綱又は次の各号に掲げる要綱に規定する補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

- (1) 春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日廃止）
- (2) 春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）（耐震補強設計に係るものを除く。）

(3) 春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成 20 年 7 月 1 日施行）

(4) 春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）

(5) 春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）  
（補助の制限）

第 5 条 1 棟の旧基準木造住宅に耐震シェルターの整備を 2 か所以上にわたって行う場合は、当該整備のうちの 1 か所に係る部分に限って、補助の対象とする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルターの購入、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用とする。この場合において、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、300,000 円を限度とする。

2 前項に規定する額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 8 条 申請者は、規則第 3 条の規定にかかわらず、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市耐震シェルター整備費補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し

- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (3) 次の事項を記載した耐震シェルター整備工事計画書
  - ア 案内図、平面図（整備予定場所を明記する。）
  - イ 耐震シェルターの内容がわかるパンフレット等
- (4) 耐震シェルター整備工事費見積書の写し（耐震シェルター整備工事とその他の部分を分けたものに限る。）
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 市税の滞納のない証明書
- (7) 所有者の同意を証する書面（所有者が申請者のみの場合は省略することができる。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第 6 号の書類について、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。

（申請の取下げのできる期間）

第 9 条 規則第 5 条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して 10 日を経過する日とする。

（地位の承継）

第 10 条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前 2 項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市耐震シェルター整備費補助金地位承継届（第 2 号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第9条の規定に基づき、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター整備工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 耐震シェルター整備工事請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）
- (3) 耐震シェルター整備工事の内容（工事前、工事中及び工事後）が確認できる写真
- (4) 耐震シェルター整備工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（事業者の発行したものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業を行った者（申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の受領の委任)

第13条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市耐震シェルター整備費補助金受領委任払申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、

その旨を春日井市耐震シェルター整備費補助金受領委任払承認通知書  
(第4号様式)により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市耐震シェルター整備費補助金  
交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市  
耐震シェルター整備費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、  
そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市耐震シェルター整備費補助金交付申請書

春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

交 付 申 請 額		円			
整備する耐震 シェルターの名称					
地 名 地 番		春日井市			
建 設 時 期		年 月			
床 面 積		1階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>
耐 震 診 断	実施事業 (該当する ものを○で 囲む。)	ア 春日井市が行う無料耐震診断 ( 年度実施) イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが行う耐震診断 ( 年度実施)			
	診 断 者	氏名			
		資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 号		
	判 定 値	1階	X方向		Y方向
2階		X方向		Y方向	
補 助 対 象 経 費		円			
補 助 事 業 完了予定期日		年 月 日			
申 請 者 の 世 帯 の 状 況		ア 世帯内に65歳以上の者がいる ( はい ・ いいえ ) イ 世帯内に障がい者がいる ( はい ・ いいえ ) ウ イで「はい」の場合、その障がいの程度			

補助対象経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者ではありません。

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し</li> <li>(2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であることを確認できる書面</li> <li>(3) 次の事項を記載した耐震シェルター整備工事計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 案内図、平面図（整備予定場所を明記する。）</li> <li>イ 耐震シェルターの内容がわかるパンフレット等</li> </ul> </li> <li>(4) 耐震シェルター整備工事費見積書の写し（耐震シェルター整備工事とその他の部分を分けたものに限る。）</li> <li>(5) 整備予定場所の写真</li> <li>(6) 市税の滞納のない証明書（市税の滞納のないことの確認が可能であり、申請者が同意をする場合は、省略することができる。）</li> <li>(7) 所有者の同意を証する書面（所有者が申請者のみの場合は省略することができる。）</li> <li>(8) 市長が必要と認める書類</li> </ul>
---------	--

-----

## 同意書

年      月      日

(宛先)    春日井市長

住所

申請者

氏名

印

生年月日

年      月      日

私は、春日井市耐震シェルター整備費補助金交付申請に係る受給資格確認のため、市が納税状況について照会することに同意します。

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市耐震シェルター整備費補助金地位承継届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました春日井市耐震シェルター整備費補助金の交付に係る地位を、次のとおり承継するので、届け出ます。

所在地	春日井市	
申請者	変更前	住所 氏名 電話 ( )
	変更後	住所 氏名 電話 ( )
承継の理由		
承継の年月日	年 月 日	

※ 添付書類  
地位を承継する者であることを証する書類

第3号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市耐震シェルター整備費補助金受領委任払申請書

私は、次の者に春日井市耐震シェルター整備費補助金の請求及び受領の権限を委任します。

事業者の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

連 絡 先

春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱に基づき、申請者が実績報告を行った後に、補助金を請求することに同意します。

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

春日井市耐震シェルター整備費補助金受領委任払承認通知書

年 月 日に申請のありました春日井市耐震シェルター整備費補助金受領委任払について、次のとおり承認したことを通知します。

なお、申請者が第3条に規定する補助対象者でなくなった場合及び申請の取下げをした場合は、この通知を取り消すこととなりますので御了承ください。

1 補助金の受領を委任した申請者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 補助金の受領を受任した事業者

- (1) 所在地
- (2) 名 称